

熊本市中小企業創業サポート資金融資制度要綱運用規程

制定	平成16年	3月31日	市長決裁
改正	平成17年	3月9日	市長決裁
(略)			
	平成26年	4月24日	農水商工局長決裁
	平成27年	3月30日	市長決裁
	平成30年	3月29日	市長決裁
	令和3年	6月7日	商業金融課長決裁
	令和4年	8月4日	商業金融課長決裁
	令和5年	3月29日	市長決裁
	令和5年	4月19日	商業金融課長決裁
	令和7年	3月27日	市長決裁

(趣旨)

第1条 この運用規程は、熊本市中小企業創業サポート資金融資制度の運用に当たり、熊本市中小企業融資制度要綱（令和5年3月29日制定。以下「要綱」という）及び熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(制度の目的)

第2条 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）に基づき、創業を行う若しくは創業を行った個人又は創業を行ったことにより設立された会社に対して、資金の円滑な融資を図ることにより創業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(融資対象者)

第3条 融資の対象となる者は、要綱第4条に定める要件の他、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

(1) 新規に事業を起こす者又は起こした者で、次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内（法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けて経済産業省令で定めるところにより市区町村長の証明を受けて事業を開始するものは、6月以内）に新たに事業を開始する者

イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内（法第2条第31項第3号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けて経済産業省令で定めるところにより市区町村長の証明を受けて新たに会社を設立するものは、6月以内）に新たに会社を設立する者

ウ 個人事業を開始した日以降5年を経過していない者

エ 会社設立の日（法人登記日）以降5年を経過していない者

(2) 市内に住民票住所（法人の場合は本店登記）を有すること。

(3) 事業開始に係る具体的計画を有すること。

2 前項第1号ア及びイに規定する「1月以内」及び「2月以内」の起算日は、当該融資の実行日を基準とする。前項第1号ウに規定する「事業を開始した日以降5年」の起算日は、事業の開始が確認可能な日（「開業等の届出」を税務署長に提出した開業日を基準）とする。前項第1号エに規定する「設立の日以降5年」の起算日は、本市での会社設立登記年月日を基準とする。

(融資条件)

第4条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 資金使途 熊本市内の事業所（店舗）における創業又は事業経営に必要な運転資金及び設備資金。ただし、新会社設立のための資本金（株式取得資金）は、対象としない。

(2) 融資限度額 1事業者につき2,000万円以内

(3) 融資期間 7年以内

(4) 口数 制限なし

(5) 融資利率 返済期間3年以内の場合 固定 年利1.30パーセント以内
返済期間5年以内の場合 固定 年利1.45パーセント以内

返済期間7年以内の場合 固定 年利1.60パーセント以内

- (6) 返済方法 元金均等返済
- (7) 据置期間 保証協会及び取扱金融機関が認める場合に限り1年以内（ただし、融資期間に含む。）
- (8) 保証料率 保証協会の定めるところによる。
- (9) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。
- (10) 担保 物的担保は徴求しない。

（市の必要書類）

第5条 要綱第11条第1項に規定する市の必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（様式第1号（共通））
- (2) 信用保証委託申込書の写し
- (3) 申込人（企業）概要の写し
- (4) 信用保証依頼書の写し
- (5) 法人 保証人等明細の写し
- (6) 熊本市中小企業信用保証料補給要綱第4条第3号アの適用を受けようとする者は、住民登録の異動を証明する書類の写し
- (7) 熊本市中小企業信用保証料補給要綱第4条第3号イの適用を受けようとする者は、市長が発行する認定通知書

（その他）

第6条 この運用規程に定めるもののほか、保証協会の熊本市中小企業創業サポート資金保証制度実施要領による。

附 則

この運用規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この運用規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この運用規程による改正後の第3条第1号の規定は、平成30年4月1日以後の保証承諾分について適用する。

附 則

この運用規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和4年8月4日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

附 則

この運用規程は、令和7年4月1日から施行する。